

●香川県教育委員会告示第2号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第5条第3項の規定により、次の表に掲げる香川県指定有形文化財の指定を平成29年7月31日に解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月15日

香 川 県 教 育 委 員 会

名 称	所 在 地	指 定 告 示
白峯寺阿弥陀堂	坂出市青海町2635番地	昭和39年香川県教育委員会告示 第5号
白峯寺客殿	坂出市青海町2635番地	昭和39年香川県教育委員会告示 第5号